

東京医療保健大学 教学マネジメント チェックリスト 【Ver. 2】（令和5年度チェックリスト）

(令和5年1月11日制定 内部質保証推進会議決定)
(令和5年7月12日改正 内部質保証推進会議決定)

【東京医療保健大学 教学マネジメントチェックリスト活用の目的】
東京医療保健大学において、学修者本位の教育を実現するためには、全学的に統一した方針等に基づき、本学の各階層(大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベル)ごとに、「教学マネジメント※」が適切に機能しているかを、恒常的・総合的に点検・評価を実施し、必要に応じ適切に改善を図ることが必要です。そのため、点検・評価の実効性をより高めるための具体的な方針等について、文部科学省が策定した「教学マネジメント指針(令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会)」及び「教学マネジメント指針(追補)(令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会)」等を踏まえ、以下のとおり、点検・評価を実施する際の全学的に統一した指針等となる、「東京医療保健大学 教学マネジメントチェックリスト」を作成いたしました。特に、「2. 学位プログラムレベル」での点検・評価を実施する各部署(各部署とは、各学部・学科、研究科等をいう。以下、同じ。)、及び「3. 授業科目レベル」での点検・評価を実施する各授業科目担当教員におかれては、この「教学マネジメントチェックリスト」を基本として、それぞれの実情に応じたチェックリストを作成していただき、毎年度、適切な点検・評価の実施をお願いいたします。

【教学マネジメントチェックリスト活用の基本的な考え方】
①「1. 大学全体レベル」は、全学委員会である「内部質保証推進会議」で対応する内容です。「2. 学位プログラムレベル」は、各部署単位で対応する内容です。「3. 授業科目レベル」は、各授業科目担当教員で対応する内容です。
②「2. 学位プログラムレベル」については、各部署ごとにそれぞれの実情に合わせて作成したチェックリストに基づく点検・評価を行った上で、その点検・評価結果と、第3期中期目標・計画の各年度計画に係る点検・評価結果とを、合わせた点検・評価結果を、各年度終了時点のタイミングで各部署内の委員会で点検・評価を行います。その後、各部署はその点検・評価結果を部局内で共有・周知するとともに、「全学自己点検・評価委員会」に報告し、そこで検証後、学長に報告され、学長は「内部質保証推進会議」において全学的見地から検証等を行います。各部署の取組について改善等が必要な場合には、学長は各部署に対し改善指示等を行い、それに基づき各部署が具体的な改善策を講じること等により、教学マネジメントシステムのPDCAサイクルを構築することといたします。
③「3. 授業科目レベル」については、各授業科目ごとに関係する教員間でそれぞれの実情に合わせて作成したチェックリストに基づく点検・評価を行った上で、その点検・評価結果を各年度終了時点のタイミングで各部署内の委員会で点検・評価を行います。「授業科目レベル」で改善等が必要な場合には、各部署で責任をもって改善等を行い、その改善結果を上記②に従い「全学自己点検・評価委員会」に報告します。
④表中の「アセスメントプランに対応するポリシー」欄については、「東京医療保健大学マネジメントプラン」別表2「点検用フォーマット」における「1. 大学全体レベル」、「2. 学位プログラムレベル」及び「3. 授業科目レベル」の各ポリシーを明示するので、別表2内の各ポリシーに対応する「評価指標」に基づき、各部署及び各授業科目担当教員が実施する点検・評価結果等を踏まえ、次区分「現在の対応状況」を記入して下さい。

※「教学マネジメント」とは、大学がその教育目的を達成するために行う管理運営をいう。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月26日中央教育審議会答申)では、その確立に当たっては、学長のリーダーシップの下で、
①卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(「三つの方針」)に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や評価指標に基づいて点検・評価を行うという、
教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むこと
②学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用すること
③学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に情報公表し、説明責任を果たすことで社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成を図ることが必要であるとされています。

(※)「チェックリストの現在の対応状況の評価区分」は次のとおりとします。
評価区分 IV チェックリストに求められている内容を達成している(実施率100%)
III 概ね達成している(実施率80%程度以上)
II 十分には達成できていない(実施率60%程度以上)
I 達成できていない(実施率60%程度未満)

1. 大学全体レベル

区 分	チェックリスト	アセスメントプランに対応するポリシー	令和5年度対応状況		今後の改善内容 (評価区分Ⅱ又はⅠの場合、必ず記入すること)
			(※)評価区分		
I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	①教学マネジメントの確立に当たっては、アセスメントプラン※に基づいて、各階層ごとに点検・評価が行われているか。 ※アセスメントプランとは、学生の学修成果の評価(アセスメント)について、その目的、学位プログラム共通の考え方や評価指標、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等について定めた学内の方針をいう。	DP・CP・AP	IV	・学修者本位の教育を実現するためには、本学の「教学マネジメント」が適切に機能しているかを、恒常的・総合的に点検・評価を実施し、必要に応じ適切に改善を図ることが必要であることから、文部科学省が策定した「教学マネジメント指針(令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会)」を踏まえ、本学の従来の「アセスメント・ポリシー」を改正し、「東京医療保健大学アセスメントプラン(令和5年1月11日 内部質保証推進会議決定)」を策定した。 ・この「アセスメントプラン」に従い、令和5年度からは、全学的に「大学全体レベル」、「学位プログラムレベル」、「授業科目レベル」ごとの点検・評価を本格実施することとして、「東京医療保健大学教学マネジメントチェックリスト(令和5年1月11日 内部質保証推進会議決定)」を内部質保証推進会議で策定した上で、各レベル毎にチェック項目に沿った点検・評価を実施している。	

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	②アセスメントプランに従い、各学位プログラムにおいては、日常的な点検(モニタリング)※や総合的な点検・評価※の実施を、各部署に対し指示するとともに、点検・評価結果・改善実施の報告を明示しているか。 ※日常的な点検(モニタリング)とは、アセスメントプランに定める各指標ごとのそれぞれの実施時期に行う点検をいう。 ※総合的な点検・評価とは、各年度ごとに各部署において実施する自己点検・評価をいう。	DP・CP・AP	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京医療保健大学アセスメントプラン」及び「東京医療保健大学教学マネジメントチェックリスト」を策定し、令和5年1月11日開催の内部質保証推進会議で審議・承認の上、今後は各レベルごとにチェック項目に沿った点検・評価を毎年度実施する方針が決定された。 ・令和5年度から本格実施するためには、全学的に統一した方針等に基づき、日常的な点検や総合的な点検・評価を適切に実施していくことが必要であることから、「アセスメントプラン」及び「チェックリスト」の基本的な考え方や点検・評価の実施方法等について早急に情報共有を図ることとして、まずは各部署代表者を対象としたWEB説明会を令和5年2月27日に開催し、さらにその会議資料等を活用した各部署内での説明会等の実施を指示した。 ・令和5年度には、「チェックリスト」に基づく点検・評価を本格実施することから、教員のFD・SD活動及び事務職員のSD活動の一環として全教職員が参加する「東京医療保健大学を語る会」を令和5年10月25日に開催し、「教学マネジメントチェックリストに基づく点検・評価の実施に向けて～具体的な取組の視点について～」をテーマとし、医療保健学部看護学科 西村礼子准教授及び東が丘看護学部看護学科竹内朋子教授より発表をいただいた上で、「教学マネジメントチェックリスト」の取組について活発な意見交換を行い、教職員の理解の深化を図った。 ・令和5年12月6日開催の内部質保証推進会議において、「令和5年度教学マネジメントチェックリスト作成要領」について、審議・承認の上、同要領及び報告書様式等を令和5年12月19日付で学内関係者に周知し、部署内で「学位プログラムレベル」、「授業科目レベル」ごとに令和6年5月末までに点検・評価を実施した上で、「学位プログラムレベル」については大学本部に提出するよう指示したところである。 	
	③アセスメントプランにおいては、三つの方針の内容に即して、「点検・評価の目的」、「達成すべき質的水準」及び「具体的実施方法(誰が、何時、どのフォーマットにて点検・評価を実施し、その結果を回答するのか等)」や「各部署への点検・評価後の改善の指示」、「各部署への改善内容の報告の指示」等について具体的に明示しているか。		IV	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントプランにおいては、三つの方針の内容に即して、「点検・評価実施の目的」、「達成すべき質的水準」及び「具体的実施方法」や「各部署への点検・評価後の改善の指示」、「各部署への改善内容の報告の指示」等について具体的に明示している。 	
	④各学位プログラムにおいて、学位の名称にふさわしい「学修目標」が設定されているかの確認を各部署に対し指示するとともに、点検・評価結果・改善実施の報告を指示しているか。		IV	<ul style="list-style-type: none"> ・「アセスメントプラン」においては、3つのポリシーに関する点検等として、①DPIに関しては、卒業時・卒業後において、DPを満たす人材になっただよかかの視点で、②CPIに関しては、学生の在学中において、CPIに則って学修が進められているかどうかの視点で、③APIに関しては、学生の入学前・入学後において、APを満たす人材かどうかの視点で、それぞれ点検等を行うことを明示している。 ・「チェックリスト」においては、各学位プログラムにおいて、学位の名称にふさわしい「学修目標」が設定されているかの確認を各部署に対し指示するとともに、点検・評価結果・改善実施の報告を指示している。 	
II 授業科目・教育課程の編成・実施	①各学位プログラムにおける「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」の設定に当たっては、各部署に対し、部署内の委員会での機関決定の実施等の適切な編成プロセスが踏まれているか、の確認を指示するとともに、授業科目・教育課程の編成・実施の報告を明示しているか。	DP・CP	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・本学では、各学位プログラムにおけるDP、CP、APの改正等については、各学部・学科の「教務委員会」、「教授会」で機関決定されたものが、全学委員会である「学部長等会議」、「大学経営会議」で審議・承認されるシステムが構築されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院では、学科と異なり、体系的な教育課程の編成のために活用される「カリキュラムマップ」、「カリキュラムツリー」が作成されていないため、大学としての統一的な方針を早期に明示する必要がある。 ・大学院においては、シラバスにDPとの関連性が明示されていない場合があり、各研究科において、再点検を行う必要がある。
	②効果的・効率的な教育課程の運営のために、必要な教職員の業務内容の整理・点検等の実施※(点検した内容の収集や新たに必要資源の検討や課題の抽出等の実施を含む。)を各部署に対し指示しているか。更に各部署のそれらの実施状況について必要に応じ報告を求めた上で、「内部質保証推進会議」において整理・点検等を実施しているか。 ※必要な教職員の業務内容の整理・点検等の実施とは、各部署における毎年度の教育課程の編成に当たり、授業科目の改廃、カリキュラム内容の変更、指導方法の改善等のために、教職員の採用・配置換や職務内容の変更の有無等を組織的・計画的に検討・実施することをいう。		IV	<ul style="list-style-type: none"> ・「内部質保証推進会議」では、組織改組等に伴い、教育課程の改正等が予定されている場合には、各部署に対し、翌年度の効果的・効率的な教育課程の運営のために、必要な教職員の業務内容の整理・点検等の実施を指示するとともに、各部署のそれらの実施状況について前年度に報告を求めた上で、整理・点検等を実施している。 	

追補「入学受入れの方針」に基づく大学入学受入れの実施	【入学受入れの方針について】 (総論) ①大学入学受入れの方針の検討を行うに当たっては、はじめに「入学受入れの方針」を策定しているか。	AP	IV	・入学受入れの方針を策定・変更する場合は、入学試験を実施する年度初めに、各学部・学科・研究科での検討・機関決定を経て、「学部長等会議」、「大学経営会議」で審議・承認を経ている。	
	②「入学受入れの方針」に示す入学段階で身に付けることが求められる学生の資質・能力等は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の幅広さと水準を十分踏まえて設定しているか、また、在学中の教育課程、特に初年次に開設される授業科目を履修できる資質・能力等を備えているかを踏まえて設定されているか。		IV	・「卒業認定・学位授与の方針」を総括的評価、「教育課程編成・実施の方針」を形成的評価、「入学受入れの方針」に示す学生の資質・能力を診断的評価とし、4年間の学士課程にて十分に到達できるかを踏まえて「入学受入れの方針」の設定を確認している。	
	③「入学受入れの方針」には、抽象的な「求める学生像」に留まることなく、入学前にどのような資質・能力等を身に付けていることを求めるのか、また、それをどのような基準・方法によって評価・判定するののかについて、具体的に示しているか。		IV	・入学者に求められる資質を具体的に記載するとともに、入学受入れにおいて何を見て判断し評価するかを記載している。	
	④学生として入学段階で身に付けることが求められる資質・能力等が評価・判定できるよう、選抜方法の組み合わせや、受験教科・科目、面接等の具体的な評価・判定の基準・方法を定めているか。		IV	・各学部等の「入試委員会」において、評価基準を策定し、実施している。	
	(策定単位について) ⑤「入学受入れの方針」は、入学志願者が十分に理解できる表現となっているか。		IV	・受験者にわかりやすい表現で策定している。	
	⑥「入学受入れの方針」は、3つの方針の一貫性を確保しながら、学位プログラム毎に策定されているか。		IV	・「入学受入れの方針」は、3つの方針の一貫性を確保しながら、学位プログラムごと・入試区分ごとに策定されている。	
	(大学入学受入れにおける方法の多様化、評価尺度の多元化等) ⑦選抜方法・選抜区分が、必要以上に複雑化・細分化しすぎて、入学志願者など外部からわかりづらくなっていないか。		IV	・「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」及び「共通テスト利用入試」としており、受験者にわかりやすい大学選抜者選抜としている。	
	⑧逆に、多様な背景を持つ入学志願者の資質・能力等を多面的・総合的に評価することは、求める学生の適切な確保、主体的な学び合いや切磋琢磨の促進、大学教育の活性化といった観点からも重要であることから、入学受入れにおける方法は多様で適切なものとなっているか。		IV	・「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」及び「共通テスト利用入試」とし、試験種別ごとに個別学力検査、大学入学共通テスト、調査書、小論文、課題レポート、面接などを組み合わせ、多面的・総合的に評価を行っている。	
	⑨多面的・総合的評価を行うに当たっては、入学志願者本人の努力だけでは解決できない要因に配慮しつつ、様々な経験を通じて入学志願者が獲得した資質・能力等が評価されるよう、大学は具体的にどのような資質・能力等を評価したいのかを明確にしているか。		IV	・入学受入れにおいては、①「知識・技能」②「思考力・判断力・表現力」③「主体性・多様性・協働性」という「確かな学力」を把握するとともに、各学科の教育・人材育成の目的にかなう能力・資質・意欲・適性等を判断するため、試験種別ごとに個別学力検査、大学入学共通テスト、調査書、小論文、課題レポート、面接などを組み合わせ、多面的・総合的に評価を行うことを明記している。	
	⑩入学受入れの実質的公平性を確保する観点から、社会に対する合理的説明や、入学志願者の資質・能力等の適切な評価を前提に、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する取組を進めているか。		IV	・本学の入学受入れにおいては、現役生のみならず、既卒生も受け入れる方針であるとともに、バスケットボール特待生制度、千葉県地域指定総合型選抜、和歌山の地域枠の学校推薦型選抜を実施するなど、多様な背景を持った入学志願者を行っている。また、一般選抜では、既卒、新卒を問わず出願できる制度としているだけでなく、性別、障害の有無、国籍、家庭環境等について限定せずに実施している。	
	⑪一般選抜については、入学志願者一人一人の資質・能力等を多面的・総合的に評価するために、小論文等の高度な記述式問題の出題を含め、思考力・判断力・表現力等や主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度等についても適切に評価しているか。		IV	・和歌山看護学部において一般選抜特別日程を実施し、記述式の問題（英語、国語（小論文含む））を出題するとともに、面接、調査書により多面的・総合的に評価し、判定する入試を実施し、R7年度入試からは、全学において実施する。	
	⑫総合型選抜及び学校推薦型選抜については、調査書等の出願書類だけでなく、例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等又は大学入学共通テストのうち、少なくともいずれか一つを必ず活用し、評価しているか。		IV	・「総合型選抜」において、自己推薦書、課題レポート、学部によっては小論文の課題を出し、面接を経て評価している。また、「学校推薦型選抜」では、小論文、面接により、評価している。「和歌山総合型選抜」では、自己推薦書と一日体験入学での成果などをプレゼンテーションにて表現させ、評価を行っている。	
	(学力検査で課す教科・科目等について) ⑬学力検査で課す教科・科目については、「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」に応じて、大学の教育(特に初年次の授業科目の履修)に必要な問題を出題しているか。		IV	・全学の「アドミッション委員会」で作問方針を決定し、大学教育に必要な内容で、大学入学共通テストに準じた問題を出題している。	
	【入学受入れの方針を踏まえた大学入学受入れについて】 ⑭大学は、「入学受入れの方針」に基づき、入学受入れの選抜を公正かつ妥当な方法により行っているか。		IV	・学部・学科、研究科、助産学専攻科ごとの入学受入れ試験実施後に、理事長、学長、副理事長、関係副学長、事務局長をメンバーとした入学受入れ判定会議を開催し、公正かつ妥当な入学受入れ選抜を実施している。	
	⑮個別の学力検査を課す場合は、選抜するための要件(信頼性、妥当性、識別力)を備え、入学志願者の資質・能力等を適正に判定できるような良質な問題を出題しているか。		IV	・作問者が作成した問題について、責任者のもと、作問者内で査読するとともに、学外の有識者への査読を経て問題を作成している。	

追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	⑩評価・判定の観点や手法の共通化、特定の入学志願者の優遇や属性による差別的取扱い防止のため、小論文、面接、実技検査等を実施する場合には、実施方法や評価方法のマニュアルやループリック等を整備しているか。	AP	IV	・「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」において、各学部の「入学者受入れの方針」に基づき、面接や小論文の評価要項を作成している。	
	【高等学校における教育との適切な接続】 ⑪高等学校等における適切な教育の実施を阻害することがないよう配慮が必要であることから、大学が実施する学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠することや、学力検査において課す教科・科目の変更等は遅くとも2年程度前には予告・公表しているか。		II	・「一般選抜」の問題作成にあたっては、大学共通テストや高等学校の教科書を参考に過去問題も含め研究し、出題している。 ・入試の変更の公表については、受験者が減少している中、本学の志願者を安定的に確保するために、入試状況により毎年入試改革を行っているため、2年前ルールを守ることができていない状況がある。	今後の入試状況を把握しながら、できるだけ早い公表を心がけていく。
	⑫高等学校関係者との意見交換等の機会を積極的に設けることなどを通じて、高等学校における教育等の実情を理解するよう努めているか。		IV	・高等学校との意見交換会を実施し、高校の実情を把握するよう努めている。	
	⑬総合型選抜、学校推薦型選抜において、入学決定後も必要に応じて入学前の学習準備等の助言や具体的な課題を課すなどを行う場合には、高等学校との密接な連携協力や高等学校での学習との関連付けを適切に行いつつ、合格者に対する丁寧なケアを行っているか。		IV	・年内入試に合格し、その中でも必ずしも入試成績の良くなかった受験生に対し、高等学校と連携し課題を課すなど、大学生活を始めるための準備を行っている。	
	【学生の入学後の状況等を踏まえた適切な点検・評価の実施】 ⑭「入学者受入れの方針」及びこれに基づき実施される入学者選抜が、大学が求める学生を適切に確保できたかについて、点検・評価を行い、その結果を踏まえて同方針及び入学者選抜の見直しを行っているか(必要に応じ、3つの方針の一体的見直しも含む)。 また、その際、教学IRの一環として、入学者選抜における方法の区分毎に、入学後の学生の成績や活動実績、留年・中退率等について追跡調査を行い、評価・判定の方法・基準の妥当性を検証しているか。		IV	・入学者選抜の結果を受け、学内で検討し、入学者選抜の見直しを行っている。 ・入試区分ごとに入学から卒業までの4年間の成績データ等を集計し「入学者の追跡調査結果」として、「内部質保証推進会議」で入試区分の妥当性の検証を行っている。	
	⑮評価・判定の方法・基準に関する評価については、専門家の参加する自己点検・評価の実施や、高等学校関係者等による外部評価の実施等が行われているか。		IV	・令和5年6月中に、五反田、東が丘、立川及び千葉の各キャンパスにおいて、関東地区の高等学校58校、予備校1校が参加した「令和5年度THCU高等学校対象大学説明会」を開催し、各地区での説明会の後、本学の入試の取組について、アンケート調査を実施し、特に、小論文の評価ポイント、学校推薦型選抜における指定校の付与基準や選定基準について、次回への課題や要望としての意見をいただいたところである。	
	⑯学生や学費負担者、入学志願者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たすとともに、入学者選抜の質の向上を図るため、合否判定の方法や基準、試験問題やその解答、解答例・出題の意図、受験者数・合格者数・入学者数等の入学者選抜に関する情報公表を積極的に行っているか。		IV	・入学者選抜の評価方法については学生募集要項に掲載するとともに、受験者数等の入試実施状況は、Webサイトに掲載し公表している。また、過去問題集を作成し、ステークホルダーに配布している。	
	【体制について】 ⑰学長のリーダーシップの下、入学者選抜に関する業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、この体制の下で、入学者選抜のプロセス全体を把握し、入学者選抜に関するマニュアルの作成等を進めることにより、入学者選抜に関する業務を遂行するための適切な体制を確立しているか。		IV	・学長を入試統括責任者として入試を実施し、入学者選抜においては、入試実施要項・監督要項を作成し、各学部入試委員とともに全学で入学者選抜の体制を確立している。	
	⑱「入学者受入れの方針」は、他の2つの方針と一体的に策定されることが求められていることから、同方針については、入学者選抜に関連する業務について権限と責任を有する組織のみで検討するのではなく、他の2つの方針の策定に権限と責任を有する組織の参画の下で検討を行っているか。		IV	・「入学者受入れの方針」は、DP、GPと各学部・学科・研究科での検討・機関決定を経て、「学部長等会議」及び「大学経営会議」で審議・承認を得ている。	
	【総合的な英語力の育成・評価】 ⑳グローバル化の進展の中で、総合的な英語力の向上が必要な場合には、「卒業認定・学位授与の方針」に関連する学修目標や、「入学者受入れの方針」に対応した資質・能力等を盛り込んでいるか。		III	・グローバル化の進展の中で、医療系の専門人材を養成する上で英語力の向上は必要であることから、本学の「入学者受入れの方針」では、医療の現場に強く、豊かな国際感覚を備え、医療の情報化に対応し、他の専門職と協働してチーム医療を実現できる人材を育成することとして、入学者には科学技術の進歩に関心を持ち、医療の情報化・国際化に意欲をもって取り組むことのできる資質を求めている。 ・各学部・学科の入試においては、総合型選抜、学校推薦型選抜以外の一般選抜及び大学入学共通テスト利用入学試験において、英語の科目は必須科目又は選択科目として実施している。	
㉑入学者選抜で資格・検定試験を活用し、総合的な英語力を評価する場合には、資格・検定試験を利用しない選抜区分を設けるなど、地理的・経済的事情に適切な配慮を行っているか。	III	・入学者選抜では、本学は、資格・検定試験を活用していないし、今後も資格・検定試験を活用する予定はない。			

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化	<p>【成績評価】 ①大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、成績評価に関する大学としての考え方を内外に示すためにも、成績評価に関する全学的な基準を策定・公表するとともに、ルーブリック※の活用など授業科目における到達目標の達成水準との関係を公表しているか。 ※ルーブリックとは、学びの獲得の程度を確認するための①学習課題、②評価尺度、③評価観点、④評価基準の4つの構成要素から成り立つものである。</p>	DP	IV	<p>・学修評価基準や大学院における学位論文に係る評価基準を大学のホームページに公開することにより一般に公開している。</p>	<p>・学科においては、授業科目の達成水準を「ルーブリック」等を用いて学生に明示しているが、全ての科目で実施されていない状況もあることから、大学としての統一の方針を早期に明示する必要がある。</p>
	<p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ②自らの強み・特色等を踏まえて設定した大学全体としての教育理念に則し、学修成果・教育成果の把握・可視化に用いることができる情報の自主的な策定・開発の実施を中期目標・計画に定める等により計画的に進めているか。</p>		IV	<p>・第3期中期目標・計画の【計画25-4】において、「IR推進室として、中期目標・計画やアクションプランに基づく諸活動について点検評価を行う際、定量データに基づく評価・分析、情報の共有を行い、引き続き「全学的な見える化」を推進する」こととして、毎年度計画的に実施している。</p>	
	<p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ③多面的な把握・可視化を行い、教育改善を進める観点から、学長のリーダーシップの下で教育改善を進めることができる全学的な組織を整備しているか。</p>		IV	<p>・本学では、全学的な内部質保証システムを構築するため、学長をトップとした「内部質保証推進会議」で検証を行っている。</p>	
	<p>【学修成果・教育成果の把握・可視化】 ④ディプロマサブリメント、デジタル修了証明、オープンバッジ、学修ポートフォリオ等を活用し、学生自身が自らの学修成果を説明できるよう、各学位プログラム毎の「卒業認定・学位授与の方針」と育成できる能力・資質と到達した能力(能力を示すスコア)との関連を学生等に説明しているか。</p>		IV	<p>・学修成果・教育成果の把握・可視化のため、令和4年度より、「ディプロマサブリメント」のシステムの運用を開始したほか、「数理・データサイエンス・AI教育リテラシーレベル」の修了者に対してオープンバッジによるデジタル修了証明を発行した。また、令和4年度に「学修ポートフォリオ要綱」を制定した上で、令和5年度より全学科での学修ポートフォリオによる学修成果の可視化を行っている。</p>	<p>・大学院では、学生の学修成果を記録した「学修ポートフォリオ」や、学生が取得した学修内容について本学が証明する説明文書である「ディプロマサブリメント」が作成されていない研究科があることから、大学として統一の方針を早期に明示する必要がある。 ・「学修ポートフォリオ」に蓄積された学修成果等に関する情報を、就職活動等の際に活用できる旨を学生に対し説明している学科もあるが、学科として方針を定めていない学科もあることから、大学として統一の方針を早期に明示する必要がある。 ・DPIに定められた資質・能力を身に付けるための到達度の分析が一部科目に限定されている学科もあり、全ての科目で実施される必要がある。</p>
Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)	<p>【FD・SDの高度化】 ①学長・副学長といったマネジメント層に対して、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果も踏まえ、大学全体としての教育理念や三つの方針を適切に設定したり、見直したりする等のためのFD・SDを、定期的に企画・実施しているか。</p>	DP・CP・AP	IV	<p>・令和5年度は、「東京医療保健大学教学マネジメントチェックリスト」に基づく点検・評価を実施することから、教員のFD・SD活動及び事務職員のSD活動の一環として、学長や副学長も含めた全教職員が参加する「東京医療保健大学を語る会」を令和5年10月25日に開催し、「教学マネジメントチェックリストに基づく点検・評価の実施に向けて～具体的な取組の視点について～」をテーマとし、医療保健学部看護学科 西村礼子准教授及び東が丘看護学部看護学科竹内朋子教授より発表をいただいた上で、「教学マネジメントチェックリスト」の取組について活発な意見交換を行い、教職員の理解の深化を図った。</p>	
	<p>【FD・SDの高度化】 ②組織的かつ体系的なFD・SDを学内で継続的に実施するため、教職員の能力開発を担当する組織の構築・運用や、FDの企画・立案・実施に必要な能力を身に付けた専門人材の確保・育成を進めているか。</p>		II	<p>・各部署では、「FD委員会」が設置され、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上や、大学運営に対する意識の啓発や学生支援のあり方等に関する研修会等を実施し大学教員としての専門的な能力を高めている。 ・全学の「FD・SD委員会」では、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上並びに教育の質の向上や、教職協働の観点に立って教員及び事務職員等についても大学運営に協働して業務に当たって行けるよう資質・能力及び意識の向上を図ることとしている。 ・しかしながら、全学的な教職員の能力開発を担当する組織体制は脆弱で、FDの企画・立案・実施に必要な能力を身に付けた専門人材の確保・育成が行われているとは言い難い状況である。</p>	<p>・教職員の能力開発を担当する体制を整備するため、今後、全学の「FD・SD委員会」の機能強化又はそれらを担う新たな組織整備の検討が必要である。</p>
	<p>【教学IR体制の確立】 ③教学IR部門が学内の様々な学部・部署から円滑にデータを収集し、適確な分析を行うため、学長のリーダーシップの下で教学IR部門に必要な権限を付与しているか。</p>		IV	<p>・平成26年度に「IR推進室規程」を定め、IRの知識を有する教員を配置し、その規程に基づき学長の指揮の下、大学情報の収集・分析を行い、その分析結果を「内部質保証推進会議」での点検・評価の実施に供している。</p>	
	<p>【教学IR体制の確立】 ④教学IRに必要な学内の各種データを円滑かつ継続的に収集・保存・管理し、活用する上で、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定や、データの適切な取扱いに関する規定の整備と、これらに基づき教学IRを実施していく運用体制が確立されているか。</p>		IV	<p>・平成30年度に「IR推進室データ管理基準」を定め、その基準に関して個人情報保護委員会の同意を得た上で、データ収集等の運営を行っている。</p>	
Ⅴ 情報公表	<p>①当事者である学生・大学に向けた学内情報のみならず、学外者であっても理解できる内容・表現とすることで、関係者に対して誠実な情報公表に努めているか。</p>	DP・CP・AP	III	<p>・教育情報等の公表に関しては、毎年、分析指標を変更しながら、ステークホルダーに対し、より見やすいグラフ等の在り方を検証している。</p>	
	<p>②自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められているか。特に、大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられる項目については、社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に関係するものであり、教学マネジメント指針に準拠しつつ、早期に情報公表が進められているか。</p>		IV	<p>・学校教育法施行規則第172条の2に基づき、教育研究活動等に関わる情報の公開を中心に、学生の学修に関する実態調査、学生による授業評価結果等をHPで一般に公表している。</p>	

	<p>③情報の収集については、学長のリーダーシップの下、責任を有する組織の特定や教学IR部門との連携を構築したり、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えた上で、必要な情報※の収集が行われているか。</p> <p>※必要な情報とは、「各授業科目における到達目標の達成状況」、「学位取得状況」、「学生の成長実感・満足度」、「進路の決定状況などの卒業後の状況」、「修業年限期限内に卒業する割合」、「留年率」、「中途退学率」、「学修時間」、「資質・能力の習得状況」、「アセスメント・テスト」等をいう。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>・本学における内部質保証システムを構築するため、学長の指揮の下、IR推進室による情報収集及び分析結果を「内部質保証推進会議」において共有するなど、PDCAサイクルを構築するとともに、関係情報の公表を行っている。</p>	
--	---	--	----------	--	--